

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岩美郡岩美町

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金15,990円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年12月8日

(2) 事故発生場所

鳥取市福部町箭溪地内

(3) 事故の状況

鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、道路脇に停車しようとした際、左方の安全確認が不十分であったため、停車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。